

事 務 連 絡
平成20年 7 月 1 8 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

米国及びメキシコ産トマト及びその加工品等の取扱いについて

標記については、平成20年7月14日付け事務連絡により、米国におけるトマトに起因するサルモネラ症の頻発事例に関連がないとされる種類及び産地の範囲を示しているところですが、今般、米国において、本件のトマトとの関連性はないものと判断され、生鮮トマトの摂食に関する警告については全て解除されたのでお知らせします。

については、米国及びメキシコ産トマト及びその加工品については通常の体制としますが、生鮮とうがらし (jalapeno, serrano pepper) については依然本件との関連が疑われ、調査継続中であるため、国、地域を問わず、これらのとうがらしの輸入届出がなされた場合は、輸入者に対し、加熱加工用として使用するよう指導願います。

なお、平成20年7月14日付け事務連絡は廃止します。